

「新生存権裁判」への支援のお願い

新・生存権については、2013年から生活保護基準が相次いで引き下げられ、その後に行われた生活扶助基準の引き下げが3年間で平均6.5%、最大10%、年額で670億円にもなり、その後も期末一時扶助の引き下げ、住宅扶助の引き下げ、冬季加算の引き下げと続き、2019年10月から2021年にかけてさらなる生活扶助基準の引き下げが行われてきたという背景があります。

そんな中で、2013年生活扶助基準の引き下げの撤回を求める集団訴訟が、全国29地裁で1,024名の原告によって行われ、愛媛県でも2014年に提訴されています。

2020年6月の名古屋地裁で全国初の判決がなされ、原告が敗訴し、これを受けて、まずは日本ソーシャルワーカー連盟で、判決に対し、般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名にて声明を公表しました。

日本精神保健福祉士協会でもこの判決を受けて、2020年7月に各地裁に対して抗議及び要望事項を記した文書を提出しております。また、この裁判を支援している団体である「いのちのとりで裁判全国アクション」に対して、協力していこうということで構成員の皆様にカンパをお願いするなどしております。

生活保護制度の改悪は、精神障害者やメンタルヘルズ課題を抱えるすべての人々のいのちや暮らしの困難に直結する問題として、日本精神保健福祉士協会も、声明文や要望書の発出に留まることなく、裁判の傍聴などによる応援とともに、この新生存権裁判を支えている「いのちのとりで裁判全国アクション」との協力（といっても、署名運動やカンパ、裁判の傍聴等）を各地の都道府県協会等にも協力を呼び掛けているところです。

愛媛県でも、42名の方が原告として提訴されています。今回、いのちのとりで裁判愛媛アクションの代表の方たちと、愛媛県会（菊地会長、監事島内、清家副会長）で顔合わせを行いました。

今後この問題について、県会としても、裁判の傍聴等、会員に向けての情報提供などおこなっていきたいと考えております。皆様、是非、注視お願い致します。

情報提供1 Change.org 生活保護基準の切り下げを元に戻すことに、ご賛同ください！

いのちのとりで裁判愛媛アクションの鈴木静様（愛媛大学）より情報提供がありました。

現在、Change.org で、結審で京都 **新・生存権裁判を支援する会** が **書面での署名活動と並行してネット署名も立ち上げました**。京都は5月25日が京都の裁判所に多くの声を届けるために、行なっている活動です。

署名は、以下のURLからお入りください。

<http://chng.it/F5Ry6ZRWQp>

※メールアドレス・お名前を入力いただいたら署名完了です。

※なお、お名前はサイトに表示しない形での署名も可能です。

京都 新・生存権裁判を支援する会の Facebook で京都の様子をお知らせしています。

<https://www.facebook.com/seizonkensaiban.kyoto>